

記者発表資料

「番匠川水系河川整備計画」の策定について

国土交通省九州地方整備局と大分県では、平成17年12月20日に公表した「番匠川水系河川整備計画(原案)」に対する関係住民および学識経験者の意見を踏まえてとりまとめた、「番匠川水系河川整備計画(案)」を平成18年3月7日に公表しました。

今回、地方公共団体の長である大分県知事、佐伯市長の意見並びに関係省庁等との協議を経て、今後、概ね20～30年の具体的な河川整備の内容を記載した「番匠川水系河川整備計画」を策定しました。

問い合わせ先

国土交通省佐伯河川国道事務所 (TEL) 0972-22-1880 (代)
調査第一課 課長 : 田中満昭

大分県土木建築部河川課 (TEL) 097-536-1111 (代)
防災調整監 : 梅田和比古

1. 目的

平成9年の河川法の改正に伴い、河川法第16条の2第1項において河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川を整備すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（河川整備計画）を策定することが義務づけられているため、今回、九州地方整備局と大分県では、国土交通大臣が管理する区間と県知事が管理する区間における水系一貫の河川整備計画の策定を行いました。

河川整備計画は、今後概ね20～30年間で整備する区間や整備内容等を記載したものであり、詳細な工法等については実施する段階において再度詳細に進めていきます。

2. 番匠川水系河川整備計画策定までの経過について

平成16年1月に番匠川水系における長期的な河川整備の基本方針を定める「番匠川水系河川整備基本方針」を策定しました。この基本方針に沿って、河川整備計画の策定を進めてきました。

策定にあたっては、番匠川水系河川整備計画（原案）を平成17年12月20日に公表し、学識経験者から意見を聴取するとともに、意見交換会等を通じて関係住民からの幅広い意見聴取を行うなど、整備計画の策定に向けた作業を進めてきました。

その後、平成18年3月7日に「番匠川水系河川整備計画（案）」を公表し、大分県知事、佐伯市長からの意見及び関係省庁との協議を踏まえ、この度「番匠川水系河川整備計画」を策定いたしました。

3. 内容

整備計画の目標

番匠川における河川整備にあたっては、

豊かな自然環境の中で、地域との協働により安全で安心して暮らせる川づくりを行い、自然と地域文化を育む番匠川を未来に継承する

を基本理念とします。

今後の番匠川における川づくりについては、次の3つの方針に基づき地域住民や関係機関と連携を図りながら推進するものとします。

安全で安心して暮らせる川づくり
清らかな水を引き継ぐ川づくり
自然や生物と共生し、新たな文化の創造と地域と一体となった川づくり

整備対象期間を概ね20～30年間とし、本計画における整備目標流量を、

大臣管理区間：平成16年10月洪水並びに平成17年9月洪水と同規模の洪水に相当する3,100m³/s（基準地点：番匠橋）

県知事管理区間：県内指標による整備水準規模に基づいた流量

としています。

対象となる地域の社会的経済的重要性や想定される被害の量質および過去の被害の履歴などの要素を考慮し、かつ上下流の河川との十分な整合性を保つように配慮した計画規模

4．主な整備の内容

整備目標流量に対して、破堤・越水等による家屋浸水等の被害を防止するために、堤防の整備、河道掘削等の整備内容について記載しています。

このほか、日常の河川維持管理、河川環境や利活用、危機管理に対する取り組みについても記載しています。

5．今後の進め方

本計画に従い整備を進めるとともに、流域の社会経済状況・自然環境状況・河道状況等の変化や新たな知見・技術の進捗、災害の発生状況等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

6．「番匠川水系河川整備計画」本文は、番匠川水系河川整備計画ホームページにて公表するとともに、下記の場所において閲覧可能です。

- ・国土交通省 佐伯河川国道事務所（佐伯市長島町）
- ・国土交通省 佐伯河川国道事務所 佐伯出張所（佐伯市城南町）
- ・大分県 土木建築部 河川課（大分市大手町）
- ・佐伯土木事務所（佐伯市長島町）
- ・佐伯市役所（佐伯市中村南町）

番匠川水系河川整備計画の策定について

この度、国土交通省九州地方整備局と大分県において、番匠川水系河川整備計画を策定いたしました。

1. 番匠川の概要

番匠川は、その源を大分県佐伯市の三国峠に発し、急峻で屈曲の多い渓谷を流下し、途中久留須川、井崎川等を合わせながら東に流れ、山間部を抜けてゆるやかに蛇行し佐伯市街部に至り、さらに堅田川を合わせて佐伯湾に注ぐ、幹川流路延長 38 km、流域面積 464 km² の一級河川です。

番匠川は、国土交通省と大分県により管理され、河口より佐伯市本匠大字波寄までを国土交通省が、それより上流を大分県が管理しております。支川については、堅田川、井崎川、久留須川の一部を国土交通省が、それ以外の区間を大分県が管理しています。

2. 河川整備計画とは？

『河川整備計画』とは、平成 9 年の河川法改正により新たに導入され、長期的な河川整備の方針を定めた河川整備基本方針（番匠川水系の方針：平成 16 年 1 月策定）に基づいて河川の具体的な整備内容を定めるものです。河川整備計画の策定は、学識経験者、住民及び県知事等の意見を聴いたうえで進められます。

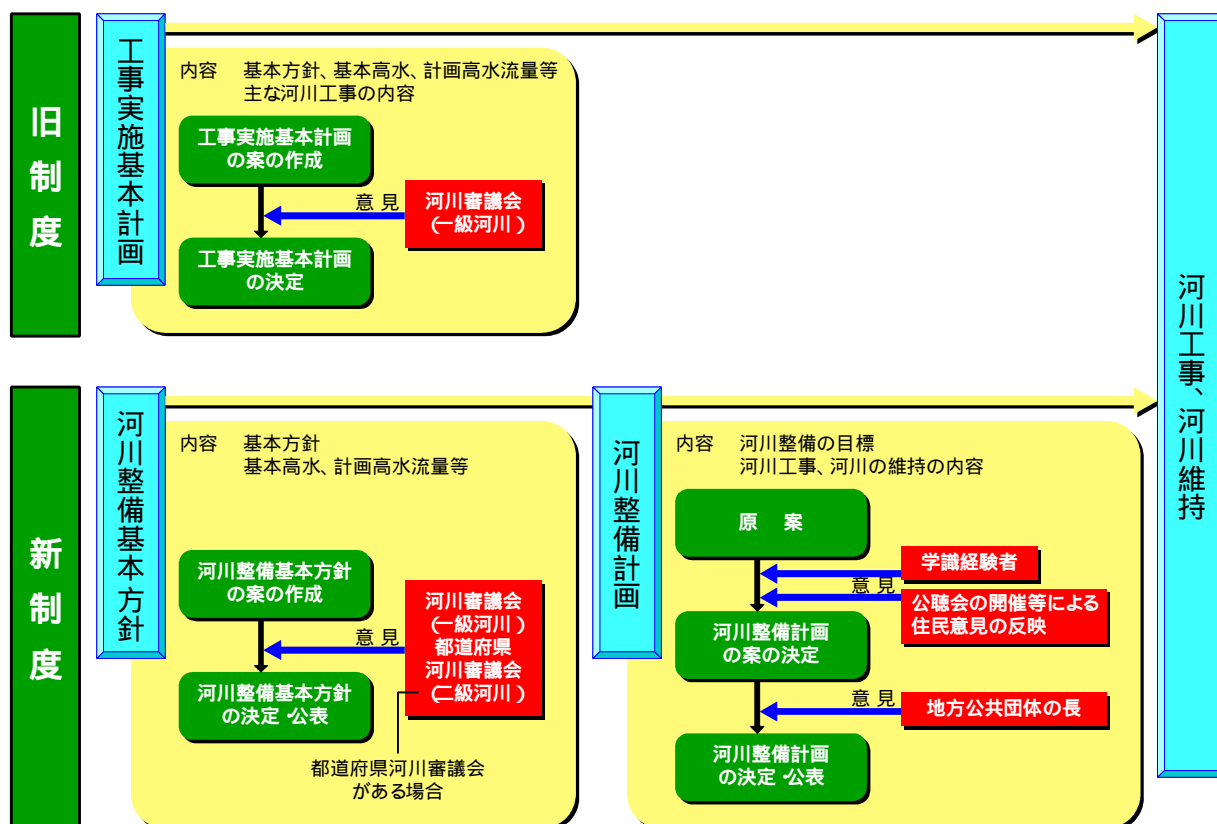


図 - 1 河川整備計画とは？

3. 河川整備計画決定までの経緯

河川整備計画の策定にあたっては、学識経験者や住民等の意見を聴く必要があり、九州地方整備局並びに大分県では、平成 17 年 12 月 20 日に番匠川水系河川整備計画（原案）を公表しました。学識経験者の意見を聴くため、平成 18 年 1 月 27 日に番匠川水系流域学識者懇談会を開催し、また住民の意見を反映するために、4 地区において原案意見交換会を開催しました。さらに郵便・インターネットによる意見募集など、様々な機会を通じて住民の皆さまから数多くのご意見を頂きました。

河川整備計画（原案）に対するご意見を踏まえ、平成 18 年 3 月 7 日に河川整備計画（案）を公表し、大分県知事、佐伯市長からの意見及び関係省庁との協議を経て本日「番匠川水系河川整備計画」公表の運びとなりました。

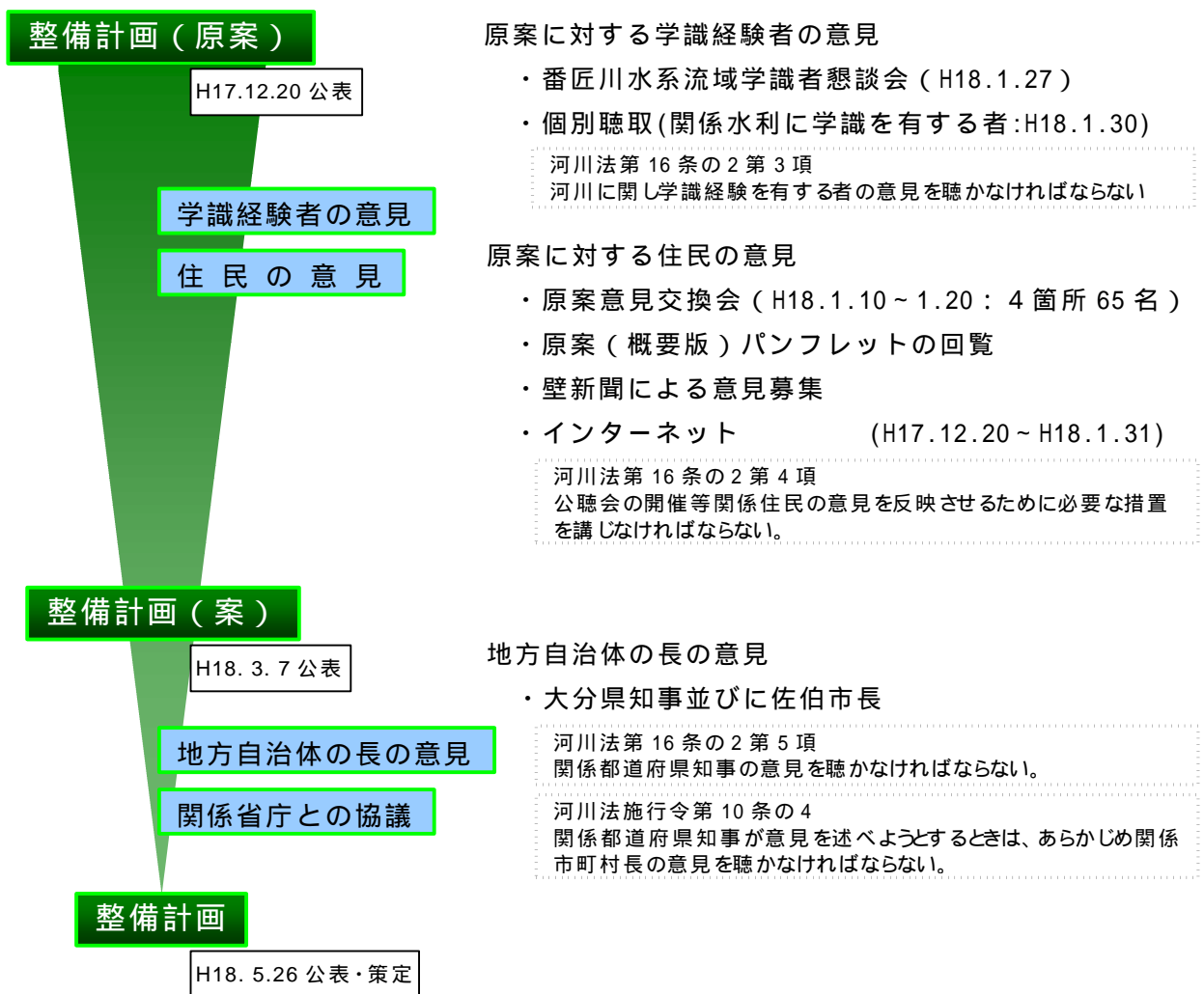


図 - 2 番匠川水系河川整備計画の策定までの流れ

4. 番匠川水系河川整備計画について

『番匠川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）』は、平成9年に改正された河川法に基づき、源流から河口までの流域全体を対象として、今後概ね20～30年間の具体的な番匠川の整備内容を記載することにより、計画の全体像を明らかにしたものです。

整備計画は、番匠川の概要、治水の現状と課題、河川の利用及び河川環境の現状と課題について記述するとともに、番匠川の基本理念、災害発生防止等に関する目標、河川環境の整備と保全等に関する目標並びに河川整備の具体的な内容等について記載したものです。

また、基本理念に基づき築堤などのハード面の整備に加え、洪水時の危機管理、情報共有、日常管理のあり方などソフト面の対応についても記載しています。

(1) 整備計画の目標

整備計画策定にあたり、番匠川の望ましい姿として、住民及び学識経験者等の意見をもとに以下の基本理念及び目標を定めました。

～ 基本理念 ～

豊かな自然環境の中で、地域との協働により安全で安心して暮らせる川づくりを行い、自然と地域文化を育む番匠川を未来に継承する

安全で安心して暮らせる川づくり

治水の整備目標に対する施設整備を推進すると同時に、計画規模を上回る洪水等に対しても被害を最小限に抑えるための防災体制の充実を目指します。

清らかな水を引き継ぐ川づくり

流域全体で一体となって、流水の清潔の保持を目指します。

自然や生物と共生し、新たな文化の創造と地域と一体となった川づくり

豊かな自然や生態系に配慮した川づくりや川にまつわる歴史や文化が継承される川を保持するとともに、まちおこしや地域づくりと一体となった川づくりを目指します。

図 - 3 番匠川水系河川整備計画の「基本理念」

(1)-1 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

整備計画において、大臣管理区間の番匠川本川および支川の堅田川、井崎川、久留須川においては平成 16 年 10 月洪水、平成 17 年 9 月洪水と同規模の洪水に対し、家屋の浸水被害を防止することを本計画の目標とします。また、大分県知事管理区間の支川堅田川、山口川、旧堅田川、津志河内川、稲垣川、久留須川においては県内指標による整備水準規模の治水安全度を確保することとし、次表のように整備目標とする流量を定めました。

表 - 1 河川整備計画において目標とする流量

	河川名	目標流量	地点	備考
大臣 管 理 区 間	番匠川	3,100m ³ /s	番匠橋	戦後最大洪水のピーク流量に相当する規模
	堅田川	1,800m ³ /s	本川合流点	戦後最大洪水のピーク流量に相当する規模
	井崎川	800m ³ /s	本川合流点	戦後最大洪水のピーク流量に相当する規模
	久留須川	1,100m ³ /s	本川合流点	戦後最大洪水のピーク流量に相当する規模
大分 県 知 事 管 理 区 間	堅田川	810m ³ /s ¹	山口川合流後	県内指標による整備水準規模 ²
	山口川	530m ³ /s	堅田川合流点	県内指標による整備水準規模 ²
	旧堅田川	70m ³ /s	堅田川合流点	県内指標による整備水準規模 ²
	津志河内川	55m ³ /s	旧堅田川合流点	県内指標による整備水準規模 ²
	稲垣川	36m ³ /s	番匠川合流点	県内指標による整備水準規模 ²
	久留須川	810m ³ /s	直轄上流端	県内指標による整備水準規模 ²

1 堅田川の流量については、黒沢ダムの洪水調節効果量を考慮しています。

2 対象となる地域の社会的経済的重要性や想定される被害の量質および過去の被害の履歴などの要素を考慮し、かつ上下流の河川との十分な整合性を保つように配慮した計画規模

(1)-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、取水実態等の変化をふまえ、適正な水利使用の調整を行います。また、水質が概ね良好な水域については水質の維持を図ります。

渇水が発生した場合は、被害を最小限に抑えるため、渇水発生時の情報提供等の体制を確立するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化に向けた取組みを関係機関及び水利使用者等と連携して推進します。

(1)-3 河川環境の整備と保全に関する目標

河川の空間の利用に関しては、自然との調和を考慮しつつ、環境教育の場など多様な利活用が推進されるよう、人々が親しめる河川空間の整備を目指します。また、貴重な水と緑のオープンスペースでもあり、利用等に当たっては地域社会からの多様なニーズに対し、地域住民・自治体等と連携を図りながら利用と保全の調和を目指します。

上流部では溪畔林など良好な溪流環境、中流部では河畔林や檜野地区に代表される多様な自然環境、下流部では河口部の砂州や干潟など、番匠川の豊かな自然環境の保全に努めます。また、市街部においては、周辺の都市景観、樹木、水辺等の景観特性を活かした河川景観の形成を目指します。

(2)河川整備の実施

(2)-1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減

整備目標流量に対し、破堤・越水等による家屋浸水等の被害を防止するために、堤防の整備、河道掘削等を行い、また日常の河川維持管理を行います。

整備にあたっては、人口・資産が特に集積している佐伯市街部において堤防等による流下能力の確保を行いつつ、中上流部及び支川での河道掘削等による流下能力の向上を段階的に進めるなど、本支川及び上下流間のバランスに配慮しながら治水安全度の向上を図ります。

(2)-2 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持

適正な水利用を維持するために水利使用者・関係機関・河川管理者が一体となった取り組みを図ります。

水質に関しては、地域住民ならびに関係機関と連携し、良好な水質を維持し、更なる改善への意識向上を図るとともに、水質事故対策の充実に努めます。

(2)-3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場

河川環境の整備と保全については、河道内の植生や瀬・淵、ワンドなど豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育の場となっていることから、治水・利水・環境に配慮した上で、必要な箇所において、それらの保全に努めるため、動植物の環境調査など必要に応じてモニタリングにより環境変化の把握を行います。

また、番匠川周辺の自然環境や街並みと調和した特徴的な河川景観について

は、可能な限りその維持・形成を図ります。

河川空間の適正な利用については、自然とのふれあい、環境学習の場など多様な利用が期待される拠点として、地域住民の意見を聞きながら、子どもからお年寄りまで安心して川に近づける整備を進めていきます。

また、すでに地域住民に利用されている水辺の楽校や水辺プラザ、河川敷公園や水遊び場として利用されている河原など、人と人、人と自然がふれあう空間については、その親水性が損なわれないよう維持、保全を図っていきます。

(2)-4 河川の維持

堤防や護岸、樋門などの河川管理施設については、洪水、高潮、地震・津波等に対して所要の機能が発揮されるよう現機能の把握、評価を行い、計画的に維持補修を行い施設機能の良好な状態を保持します。

また、平常時から河川の適正な管理に努め、河川巡視、管理施設の点検等の維持管理を行います。大臣管理区間においては、定期的な縦横断測量・堤防除草を行います。

河道内に堆積した土砂については、河床の堆積状況の的確な把握に努め、洪水の流下の支障となる場合は、必要に応じて堆積土砂を撤去します。河道内に樹木の繁茂が見られる箇所については、治水上および管理上影響があると判断される場合、伐採時期や周辺環境との関係などを考慮した上で、伐採等を行います。

次に洪水時の管理については、洪水予報や水防警報等の迅速な発令を行い、洪水時の水位や雨量等のリアルタイムな情報を速やかに地域住民等に提供するとともに円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図るために、関係機関を通じ水防活動を行う必要がある旨を水防団等に伝達します。河川管理者及び水防団は、河川の危険箇所などの巡視や堤防などが危険な状態になった場合の対策の実施などの水防活動を行います。また、洪水時の水防活動が円滑に行われるよう、水防資機材などの確保・充実を図ります。

(2)-5 危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害を最小限に止めるためには、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民と関係機関との相互連携・協力により、危機管理体制を確立することが重要です。

このため、洪水氾濫などにより生命・財産に被害が生じる恐れのある場合には、市長の避難勧告等及び地域住民の避難活動等が適切かつ迅速にできるように関係機関や地域住民へ河川情報の提供を行います。

また、地域住民が洪水等に対する知識・意識を高めることを目的とした、番匠川浸水想定区域図（平成13年8月31日指定・公表）をもとに、洪水等の発生時に円滑かつ迅速な避難行動ができ、住民にわかりやすい形で自治体のハザードマップが作成・公表・周知されるよう平成17年1月に設置した「災害情報普及推進室」を通じて技術的な支援を行います。さらに、平成17年4月に設立した「大

分県災害情報協議会」により自治体への支援体制の強化と各種情報の共有化を図ります。

(3) 番匠川の川づくりの進め方

河川管理者として収集した情報などをインターネット等により幅広く提供し、情報の共有化を図るなど、地域住民が番匠川に関わる機会を設け、日常の維持管理においては、従来 of 河川管理者が行ってきた河川管理から、「みんなの手で自然と地域文化を育む番匠川を未来に」との認識に立った住民との協働による河川管理への転換を図ります。

また、番匠川 の 特性 と 地域 風土 ・ 文化 を 踏まえ、母なる川としての「番匠川らしさ」を活かした河川整備を進めるために、ホームページ・広報誌やラジオ、テレビ（CATVを含む）、新聞などの地元メディアを利用して広く情報提供し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど関係機関や地域住民との双方向コミュニケーションを推進していきます。